

令和7年度勝山市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1. 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、勝山市における障害者優先調達の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 調達方針の推進

障害者就労施設等の発注に関しては、障害者就労施設等が提供することが可能な物品等の調達を推進することとし、庁内各部署へ情報を提供し、可能な限り障害者就労施設等への物品等の発注に努める。

3. 調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努める。

4. 令和 7 年度の調達目標

障害者優先調達推進法第 9 条第 5 項の規定に基づき、令和7年度の本市の調達目標は別紙のとおりとする。

5. 調達実績の公表

調達実績については、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

6. 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉課とする。